

## ○ 傷病手当金・出産手当金の算定基準の見直し等について

健康保険法の改正に伴い、平成 28 年度より、傷病手当金および出産手当金を給付する際の算定基準が見直されました。内容は以下のとおりです。

### 1 対象となる給付

- 傷病手当金・傷病手当金付加金・延長傷病手当金付加金
- 出産手当金・出産手当金付加金

### 2 実施時期 平成 28 年 4 月以降の給付対象分から実施します。

### 3 変更内容 算定基準となる標準報酬月額の見直しとなりました。

【改正前】

平成 27 年						平成 28 年
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	4 月
報酬	報酬	報酬	報酬	報酬	報酬	報酬

原則として、この 3 カ月に受けた報酬の平均額を報酬月額とし、当該額を基に標準報酬月額を決定し算定基準とする。

例) 支給開始月  
平成 28 年 4 月

【改正後】

平成 27 年						平成 28 年
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	4 月
報酬	報酬	報酬	報酬	報酬	報酬	報酬

毎月の報酬を基に各月の標準報酬月額を決定する。

標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

算定の期間は支給開始月を含む直近の 12 カ月

この期間の平均額を基に標準報酬月額を決定し算定基準とする。

- 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 12 カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額で算定されます。
- 但し、支給開始日以前の期間が 12 カ月に満たない場合は、支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額と当該年度の前年度 9 月 30 日における当健保の全被保険者の標準報酬月額を平均した額を比較してどちらか少ない額で算定されます。
- なお、平成 28 年 3 月 31 日以前に傷病手当金の給付が満了となった場合の、平成 28 年 4 月 1 日以降の延長傷病手当金については、経過措置として当該傷病手当金支給期間満了の日における標準報酬月額で算定されます。

### 4 その他

- 各給付の料率等に変更はありません。
- 保険料算出時の基準となる標準報酬月額の決定方法に変更はありません。

## ○ 海外療養費支給申請書類の追加等について

海外での療養の場合は、「療養費・家族療養費支給申請書」と添付資料として「診療明細書・領収書」の原本と翻訳文に加え、パスポートの写し・本人の同意書等の提出が必要となります。(平成 28 年 4 月以降の申請分から実施します。)